

【重要】私費留学生のみなさんへ

鳥取県国際交流財団奨学金について

鳥取県国際交流財団奨学金への申請を希望する留学生は、国際交流課に申請書類を取りに来てください。

申請書類提出期限: 2014年5月30日(金)【厳守】 **提出先: 国際交流課**

【奨学金の内容】 月 額: 2万円

支給期間: 12か月(2014年4月～2015年3月)

【申請資格】

鳥取県内の大学等に通う私費外国人留学生で次の全てに該当する者。

◎既に鳥取県内の大学等におおむね6か月以上在籍していること。

◎勉学生活を行う上で経済的援助を必要としていること。

◎学業成績、人物共に優秀であること。

◎他の奨学金を受給していないこと。

◎2015年3月まで、またはそれ以上、大学に在籍する見込みであること。

◎財団の「国際交流活動ボランティア」として登録し、財団主催の事業や地域の国際交流活動に貢献すること。

◎家族に国費留学生及び同程度の収入を得る者がいないこと。

※「2014年度前期 奨学金等申込書」を国際交流課に提出済みの留学生のみ申請できます。

※現在、他の奨学金に申請中の留学生は、本奨学金には申請できません。

※本奨学金に申請した人は、決定通知が届くまで、鳥取大学から他の奨学金には推薦しません。

上記申請資格を満たす留学生のうち、希望者は全員推薦しますが、本奨学金の受給者は鳥取県国際交流財団が決定するため、申請者全員が採用されるわけではありません。